

平成 27 年 保育関係職員組合 春闘要求および回答

要 求 事 項	回 答
<p>1. 2015年重点要求項目について</p> <p>(1) 勤務労働条件に関しては、十分な労使交渉・協議をし、合意に基づき行うこと。</p> <p>(2) 勤務労働条件を正規職員と均等待遇とすること。</p> <p>(3) 新規採用者を職務内容に見合う時給単価にすること。</p> <p>(4) 離職者を出さないために、毎年必ず上がる賃金表にすること。</p> <p>(5) 夏期休暇は、正規職員と同様にすること。</p> <p>(6) 非常勤職員の勤務時間を正規職員と同じにすること。</p>	<p>1.</p> <p>(1) 地方公務員法の主旨を踏まえた上で、十分な協議を行っていく。</p> <p>(2) 非常勤職員の賃金単価については、正規職員の給料表を基本とし、近隣市等の状況を踏まえ、職務の内容と責任に応じて決定している。 休暇等については、国に準拠することを基本としている。</p> <p>(3) 平成 26 年度単価の維持を基本とする。</p> <p>(4) 非常勤職員の賃金単価については、経験を踏まえた賃金単価としている。</p> <p>(5) 特別休暇とし、最大 6 日間とする。</p> <p>(6) 現行どおりとする。</p>
<p>2. 賃金労働条件について</p> <p>(1) 給与制度見直しについて、非常勤職員に影響が出ないようにすること。</p> <p>(2) 子の看護休暇の対象年齢を正規職員と同様に小学 6 年生まで拡大すること。</p> <p>(3) 現在付与されている病気休暇（無給）を有給にすること。</p>	<p>2.</p> <p>(1) 非常勤職員の単価設定については、正規職員の給料表を基に近隣市等の単価を参考に決定している。</p> <p>(2) 現行どおりとする。</p> <p>(3) 特別休暇については、国に準拠することを基本としている。</p>
<p>3. 人員配置について</p> <p>(1) 子ども子育て新制度を実施するにあたり、子どもの安全を確保することと現在の市川市の職員配置基準を守ること。</p> <p>(2) アレルギー児の多い園には、調理員を加配し、適切な人員配置を行うこと。</p>	<p>3.</p> <p>(1) 配置基準を守るように努力していく。</p> <p>(2) 現行どおりとする。</p>